

奨学金が返せない!

～奨学金問題を考える愛知シンポジウム～



いま、日本では大学生の2人に1人は奨学金を利用しています。奨学金制度は、ゆとりのない家計を助けて修学を支え、可能性を伸ばすというもの。ところが、日本の奨学金の9割は貸与型。つまり、将来、返済を迫られる借金です。最も多く利用されているのは、国が資金を貸す日本学生支援機構の奨学金制度です。大学奨学生の3人に1人が利用し、本年度予算案では144万3000人の利用が想定されています。

もし、毎月10万円を4年間借りて年利3%で20年間の月払いで返すとすると、返済額は約646万円。月あたり2万7000円を支払う計算です。遅れると年利10%の割合で延滞金が加算されます。

収入の不安定な非正規職に就いたり、就職できなかつたり、失職したりすれば行き詰まります。返済遅れの人は実に33万人を超えます。そして、3カ月以上の滞納者の8割以上は年収300万円に満たないのが現状です。

可能性を伸ばす機会の”コスト”を、若者だけに背負わせていてもいいのでしょうか。こうした”コスト”を、社会で広く負担する海外の事例にも目を向け、制度を見直す必要があるのかもしれませんが。

奨学生は将来をどう設計したらよいか。もし返済がむずかしくなったら？

当日は、専門家による話と、参加者も含めた意見交流を行います。

(文章 読売新聞社説を一部改変)

学生 参加無料!!

日時 2013年6月9日(日) 13時～16時半(予定)

場所 愛知県司法書士会館
名古屋市熱田区新尾頭1-12-3
(金山総合駅南口徒歩5分)

参加費 弁護士・司法書士 1,000円 一般 500円
内容 学生・返済当事者の体験談、奨学金講座
ワールドカフェ(交流会)など

講師 大内裕和氏(中京大学教員)ほか

主催 奨学金問題対策全国会議

後援 愛知県学費と奨学金を考える会
なくそう子どもの貧困ネットワークあいち
全国クレジット・サラ金問題対策協議会
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

シンポジウム連絡先 水谷司法書士事務所 電話 052-916-5080

